

自立訓練(生活訓練)事業

【利用者】

- 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的・精神障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ② 養護学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等

【サービス内容等】

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施。
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ。
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月、長期入所者の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定。



【人員配置】

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等
→ 6:1以上

(主な加算等(1日につき))

【報酬単価】

- 通所による訓練 668単位 (定員40人以下)
- 宿泊による訓練 270単位~162単位
- 訪問による訓練 187単位

+

- ・ 短期滞在加算: 115単位又は180単位
→ ①生活訓練の一環として、個別支援計画に基づき提供される場合、
②心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合
- ・ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置):
115単位又は180単位
→ 精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、退院患者に対し、居住の場を提供した場合
- ・ 標準利用期間超過減算: 基本単位数の95% 等
→ 事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

【事業所数】 693 (平成20年4月1日現在)

就労移行支援事業

【利用者】

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる身体・知的・精神障害者(65歳未満の者)

- ① 企業等への就労を希望する者
- ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

【サービス内容等】

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施。
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ。
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定。

【人員配置】

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等
→ 6:1以上
- 就労支援員
→ 15:1以上

(主な加算等(1日につき))

【報酬単価】

- 769単位 (定員40人以下)

+

- ・ 就労移行支援体制加算: 26単位
→ 一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の2割以上いる場合
- ・ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置): 115単位又は180単位
→ 精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、退院患者に対し、居住の場を提供した場合
- ・ 標準利用期間超過減算: 基本単位数の95% 等
→ 事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

【事業所数】 1, 126 (平成20年4月1日現在)

就労継続支援事業(A型)

【利用者】

- 就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な身体・知的・精神障害者(利用開始時、65歳未満の者)

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

【サービス内容等】

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援。
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能。
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能。
- 利用期間の制限なし。

【人員配置】

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等
→ 10:1以上

【報酬単価】

- 481単位 (定員40人以下)

+

(主な加算(1日につき))

- ・ 就労移行支援体制加算:26単位 等
→ 一般就労へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の5%以上いる場合

【事業所数】 269 (平成20年4月1日現在)

就労継続支援事業(B型)

【利用者】

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される身体・知的・精神障害者

- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(A型)の雇用に結びつかなかった者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型)の利用が困難と判断された者

【サービス内容等】

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援。
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする。
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表。
- 利用期間の制限なし。

【人員配置】

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等
→ 10:1以上
(生産活動支援体制強化型の場合は、7.5:1)

【報酬単価】

- 一般型 481単位 (定員40人以下)
- 生産活動支援体制強化型 527単位(定員40人以下)
→ 障害基礎年金1級受給者が、利用者の5割以上である場合
(現行支援費施設から移行する場合は、1割以上(3年間の経過措置))

(主な加算(1日につき))

- ・ 就労移行支援体制加算:13単位
→ 一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の5%以上いる場合
- ・ 目標工賃達成加算 :26単位 等
→ 平均工賃が地域の最低賃金の1/3以上であり、事業者の設定した目標水準を超える場合
→ 平均工賃が各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超え、各都道府県が「工賃倍増5カ年計画」に基づき実施する事業に積極的に参加し、「工賃引上げ計画」を作成している場合10単位の加算

【事業所数】 2,196 (平成20年4月1日現在)

訪問系サービスについて